

平成 18 年第 4 回防府市議会定例会会議録（その 5）

平成 18 年 12 月 21 日（木曜日）

議事日程

平成 18 年 12 月 21 日（木曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 3 号 山口・防府地区広域事務組合議会議員の選挙について
- 4 議案第 90 号 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 5 議案第 96 号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
（教育民生委員会委員長報告）
- 6 議案第 98 号 防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例の制定について
（教育民生委員会委員長報告）
- 7 議案第 93 号 平成 18 年度防府市一般会計補正予算（第 5 号）
（各常任委員会委員長報告）
議案第 97 号 平成 18 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）
（教育民生委員会委員長報告）
- 8 議案第 94 号 平成 18 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育民生委員会委員長報告）
議案第 95 号 平成 18 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設委員会委員長報告）
- 9 選任第 8 号 防府市監査委員の選任について
- 10 選任第 9 号 防府市公平委員会委員の選任について
- 11 議案第 99 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 12 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1番	河杉憲二君	2番	原田洋介君
3番	久保玄爾君	4番	高砂朋子君
5番	斉藤旭君	6番	横田和雄君
7番	弘中正俊君	8番	藤本和久君
9番	山本久江君	10番	重川恭年君
11番	三原昭治君	12番	木村一彦君
13番	安藤二郎君	14番	平田豊民君
15番	田中敏靖君	16番	藤野文彦君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	伊藤央君	20番	松村学君
21番	佐鹿博敏君	22番	大村崇治君
23番	河村龍夫君	24番	山下和明君
25番	馬野昭彦君	26番	深田慎治君
27番	山田如仙君	28番	中司実君
29番	田中健次君	30番	行重延昭君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	監査委員	大木孝好君

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、佐鹿議員、22番、大村議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

選挙第3号山口・防府地区広域事務組合議会議員の選挙について

議長（行重 延昭君） 選挙第3号を議題とします。本件は、防府市議会選出の山口・防府地区広域事務組合議会議員の2名について、さきの本会議において、議長が交代したこと、及び委員会構成の変更が行われたことに伴い、選挙を行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

本市議会の申し合わせにより、山口・防府地区広域事務組合議会議員には、私、行重と安藤議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました、行重と、安藤議員を山口・防府地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御指名いたしました、行重と安藤議員が山口・防府地区広域事務組合議会議員に当選されました。これより、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、行重と安藤議員に当選告知をいたします。

〔当選告知〕

議長（行重 延昭君） これより、当選されました二人を代表いたしまして、安藤議員

からごあいさつを申し上げます。

〔 13番 安藤 二郎君 登壇 〕

13番（安藤 二郎君） おはようございます。それでは一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいま、行重議員とともに、山口・防府地区広域事務組合の議員に推薦をいただきました。まことにありがとうございました。皆様方の御指導、御協力をいただきまして、職務を全うしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議案第90号防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第90号を議題といたします。本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 弘中 正俊君 登壇 〕

7番（弘中 正俊君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第90号につきましては、去る12月18日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、廃棄物の処理手数料及び処分費用並びに許可申請手数料を改定し、あわせて廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「事業系の可燃ごみのうち、許可を受けた民間業者や事業所みずからが搬入する量と市が収集する事業系ごみの量は、どのようになっているのか」との質疑に対し「事業系の可燃ごみの収集で、平成17年度は市が収集するものが1,024トン、業者収集が9,967トン、事業者みずから搬入するものが4,905トンとなっております」との答弁がありました。

また、「市が収集する事業系可燃ごみの料金の値上げが大きいように思えるが、事業系ごみの実態はどのようになっているのか」との質疑に対し、「事業所の数でございますが、平成18年度は1,093の事業所から収集の依頼を受けており、1週間に45リットルの袋で1,748袋回収しております」との答弁がありました。これに対して、「今後の検討課題として、全体的にごみを抑制するという意味で、事業系ごみの分別を厳しくしていただきたい」という要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第90号については、原案のとおり可決されました。

議案第96号山口県後期高齢者医療広域連合の設立について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第96号を議題といたします。本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 弘中 正俊君 登壇〕

7番（弘中 正俊君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第96号につきましては、去る12月18日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、平成20年4月から開始する後期高齢者医療の事務を処理するため、山口県後期高齢者医療広域連合を設立するものでございます。

審査の過程におきまして、「参加が13市と9町となっているが、7条で議会の組織で市長が4人、市議会議員が4人で8人ということになると、8市については代表が送れるが、残りの5市は代表が送ることができない。議員選出をある程度順番制で行う等が考えられないと関係の市と町、市議会と町議会の合意がないと防府市は例えば広域連合の議会の中に入れられないということもあるのか」との質疑に対し、「議員の推薦の決定が市長会、市議会議長会などで協議されると思いますので、今時点では、はっきりしておりません」との答弁がありました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ「被用者保険の被扶養者になっていた人たちに新たに保険料が賦課され、75歳以上の高齢者を一般の保険から切り離して運

営することになり、高齢者の負担増となることが明らかであるため、広域連合を設置することは認めがたい」また、「独立した医療制度には、新たな診療報酬体系がつけられるということが想定されており、これによって診療報酬が見直しされ、医療費抑制の懸念がある。さらに、「広域連合をつくるものとする」という形で、法律によって義務づけられるということは、自治分権の精神に反するのみならず、住民の声が十分に届くような仕組みがこの制度の中には盛り込まれていないことも懸念があるので、認めがたい」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。12番。

12番（木村 一彦君） 日本共産党は、ただいま議題となっております議案第96号に反対をいたしたいと思っております。

この議案は、国が平成20年度から実施を予定している75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療制度の事務を処理するため、県単位での広域連合を設立しようというものでありますけれども、この後期高齢者医療制度そのものが、次に述べるように大変な負担増を75歳以上の高齢者に強いるものであります。

それは第一に、すべての世代が助け合って支えるべき医療保険制度から、医療費がかさんでくる後期高齢者を切り離すことによって、みずからの負担軽減を図ろうとする日本の財界や、日本の医療を新たな食べ物にしようとしているアメリカの医療保険会社、医療大企業等の意向を強く反映したものであります。対象となる高齢者は約1,300万人、全国平均の保険料は約6,200円と想定されております。国民健康保険や組合健保から脱退させられた後期高齢者は、独立した医療保険制度に組み込まれて、医療給付の1割を保険料として支払うようになりますが、このために、これまで国保や社会保険で子どもなどの被扶養者になっていて、保険料を支払わずに済んでいた人にも、一律に保険料が賦課されることとなります。

第二に、これまで75歳以上には適用してこなかった滞納者に対する保険証取り上げのペナルティーも実施するため、高齢者から容赦なく取り立てる制度となるわけでありまして。

第三に、75歳以上の診療報酬についても、一般とは別建てにするために、高齢者にかかる医療費を抑制するための、差別医療、手抜き医療につながるおそれがあります。

第四に、この保険料は原則年金から天引きとなっていることです。現在でも、介護保険

料が年金から天引きされ、生活保護基準すれすれあるいはそれ以下の少ない年金が目減りして、生活に困っているお年寄りが少なくないというのに、その上さらにこの保険料が天引きされるようになったら、文字通り生きていけないお年寄りが続出することになると思います。想像するだけでもそら恐ろしい気がいたします。

以上のように、この医療制度が大変な問題点をはらんでいる上に、保険料や減免措置を決めていく大事な機関である広域連合それ自体も、今のままでは住民の声が届かない、民意が反映されないものになっております。このような制度は絶対に認めるわけにはまいりません。よって議案第96号に反対いたしたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 議案第96号山口県後期高齢者医療広域連合の設立について、反対の立場から討論をいたします。

そもそも後期高齢者医療制度は高齢者を若い世代から切り離して若年者の負担と高齢者の負担の関係を明確化し、医療費と保険料を連動させることで、医療費の抑制をねらっているもので、多くの問題点を持ったものとなっております。

第一に、一定の年齢で区切る医療保険は問題があります。ハイリスクの高齢者と障害者を一くくりにするこの制度は、保険制度として成り立つのか疑問があります。リスクを分散し、社会的に管理していこうというこれまでの国民皆保険の理念にも反するものです。

第二に、医療内容に他の世代と格差がつけられることが懸念をされます。この新たな医療制度には、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系がつくられることとなり、高齢者の医療の質の低下を招くとの危険性が指摘されています。

第三に、高齢者が保険料を払い、医療費を自己負担することができるのか心配をされます。

また今回設立される広域連合については、第一に、法律によって市区町村に広域連合加盟を義務付けられており、分権自治に反するつくられ方となっております。

第二に、広域連合の執行機関となる広域連合長、副広域連合長には、市長、町長がなり、広域連合議会の議員には、市長、町長、市議員、町会議員で占められ、国保の運営協議会のように住民が運営に参加できる仕組みはありません。

第三に、広域連合に対し、市や町が意見を反映させるため、市議会、町議会への報告義務、情報公開などがこの規約に盛り込まれていません。また、正副広域連合長と議員を合わせても14のポストしかなく、参加予定の22市町のうち、8つの市町は議員としての発言さえもできません。議員の公平配分も必要なことであります。

以上述べましたように、後期高齢者医療制度そのものについて、さらに広域連合についても多くの問題点があり、この議案には賛成しがたい旨、態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第96号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第96号については、原案のとおり可決されました。

議案第98号防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例の制定について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 弘中 正俊君 登壇〕

7番（弘中 正俊君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第98号につきましては、去る12月18日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、暴走行為等の根絶を促進し、市民生活の安全と平穏を確保し、少年の健全育成に寄与するため、条例の制定をしようとするものでございます。

審査の過程におきまして、「暴走行為等、あるいは暴走族というような関係の条例が県内でどのような状況なのか。また、全国的にはどのような条例になっているのか」との質疑に対し、「中国管内の条例制定の市は、暴走族、暴走行為に分かれておりますが、松江市、広島市、三原市など7市で制定しております。なお、県内の条例制定の市はございません」との答弁がありました。

また、「第11条の罰則をなぜ設けたのか。罰則を設ける意義はどこにあるのか」との質疑に対し、「この条例は道路交通法で取り締まれない部分の公共の場所ということになっております。これまで、警察も再三注意をしてきておりますが、罰則がなければ、これまでと同様であるため、罰則を設けたものです」との答弁がありました。

次に、「第2条2項3号の公共の場所には、ロープが張ってある広場や、鍵がなく門が閉まっている場所は該当するのか」との質疑に対し、「施錠がしてあったり、ロープが張ってあったり、侵入等が禁止がされている場合は、軽犯罪法の取り締まりとなりますので、

第2条2項3号の公共の場所には、該当いたしません。が、条例が制定されることにより、土地の管理者に対して、意識の高揚を図るとともに、警察にさらなる取り締まり対策や要望を行えるものと考えております」との答弁がありました。

また、「市内で暴走行為が、どの場所でどの程度行われているのか」との質疑に対し、「暴走行為の場所としては、新築地、大平山山頂公園駐車場、防府新大橋手前の駐車場、旧多々良学園高等学校の運動場広場等でございます。新築地においては、暴走行為が頻繁に行われており、また大平山山頂公園駐車場においては、暴走行為防止の対策がとられておりますが、未だに暴走行為が行われております」との答弁がありました。

さらに「住民から条例制定について陳情要望がどの程度あったのか」との質疑に対し、「今年の8月に、勝間地区連合自治会から、暴走行為に対処してほしいという陳情が市長あて提出されております。また、新築地でございます会社の社宅にお住まいの方や勝間地区の方から、夜は眠れないという苦情も聞いております」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、「暴走行為等の根絶を促進し、市民生活の安全と平穏を確保し、少年の健全育成に寄与するためには、類似条例を制定しているほとんどの市が規定しているように、行政的な手法が効果的と考え、罰則による規制には、疑義を感じるところがある」との理由により保護者の責務、及び罰則を定めた項目を改める修正案が提出されました。

修正案について、お諮りいたしましたところ、「市民からの要望もあり、条例を制定しようとするものであり、安全安心のまちづくりを推進するため警察をはじめ、市、市民、保護者、事業者、学校関係者等の関係機関が一体で取り組まなければならない。そのためにも行政や議会が迅速に対応していくことが必要であるので、原案に賛成する」という意見や、「暴走行為を罰則で押さえつけるのは根絶の根本的な解決にならない。住民、行政、警察が一体となった取り組みで、暴走行為をなくしていくことが必要である。道路交通法で取り締まれない公の場所が限定されており、その実効性も極めて疑わしく、原案には問題があるので原案に反対し修正案に賛成する」との意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により修正案を不承認にいたしました次第でございます。

次に、原案について、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました次第でございます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 本案につきましては、田中健次議員外2名の議員から、修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。29番、田中議員。

29番（田中 健次君） 議案第98号防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例に対する修正案を提案いたします。

提案理由、修正案文はお手元に配付されておりますとおりですが、暴走行為等の根絶を促進し、市民生活の安全と平穩を確保し少年の健全育成に寄与するためには、類似条例を制定しているほとんどの市が規定しているように、行政的な手法が効果的と考え、罰則による規制には疑義を感じるところがあるため、この修正案を提案するものです。

各自治体ホームページ例規集のリンク集である全国条例データベース等を利用して調査した、全国611市区の中で、暴走行為関連条例を制定している自治体は47市あり、その47市で罰則を定めているのは13市ありますが、その内容を見ますと、暴走行為をああする行為や、暴走族の結成の強要など、少年の健全育成の見地から少年に悪影響を及ぼす行為を規制するものがほとんどで、急発進行為等のいわゆる暴走行為に対して罰則を規定しているものはわずかに5市です。提案されていますこの条例案のように暴走行為のみを罰則で規制し、この取り締まりに重点をおく条例は、調査した全国611市区でたった2市しかありません。県内に類似条例がないのですから、全国各地での条例の制定状況や、その内容を精査し、十分な検討がなされなければならなかったと思います。そうすればこのような特異な条例案にはならなかったのではないのでしょうか。このような特異な条例を議員提案で制定することが防府市議会、防府市、関係機関、そして防府市民にとって本当によいのか大きな疑問であります。

さらに委員会審査で明らかになったように、ロープを張ってあるような場所は、この条例は適用できないため、新築地の公有地等は取り締まれません。取り締まるという制定の趣旨と条例の実効性についても疑問が出てまいります。

修正案ではまず第5条の保護者の責務を多くの自治体がしているように、市民の責務、学校、職場等の関係者の責務、事業者の責務、公共の場所等の管理者の責務と同じ扱いにしました。次に第11条では罰則を削除し、第11条を暴走行為等の根絶の促進に対する施策とし、新たに第12条に関係機関に対する協力要請を追加しました。これにより、罰則で取り締まるという特異な条例から、行政的な施策を重視した条例へと修正したものとなっています。内容をしっかりと吟味し、各議員の良識によりまして、修正案に御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して修正案及び原案について一括して討論を求めま

す。12番。

12番（木村 一彦君） 日本共産党は、修正案に賛成し、原案に反対いたしたいと思
います。

原案提出者も認めているとおり、また県警の調査でも、防府市には単に暴走行為を行う
だけでなく、集団リンチ事件、一般人襲撃事件等、悪質・凶悪な事件を引き起こし、暴力
団の予備軍的存在である、というところの暴走族は存在しません。現在、この種の条例を
制定している自治体は全国的にはごく少数でありますけれども、それらの多くが、こうし
た反社会的集団である暴走族によって被害を受け、市民生活が危険にさらされた結果、条
例制定に踏み切ったというのが、実情のようであります。

防府市の場合、こうした反社会的集団である暴走族は存在せず、あるのは、運転中に車
を急回旋させる、ドリフト走行のテクニックを競い合う若者たち、いわゆるドリフト族で
あると考えられます。このドリフト族の若者たちは、いわば確信犯的集団である暴走族と
は区別して考えられ、社会的な説得や指導、取り組みで改善されることが、全国的に報告
されております。

例えば、浦添市の商業団地で15年以上続いているドリフト族の暴走を止めようと浦添
警察署が昨年12月から行っている手紙作戦が効果を上げ、昨年1年間で145件あった
暴走に関する110番通報が、今年はゼロ、昨年1年間はほぼ毎日平均20台が暴走行為
を行い、周辺業者や住民は、スリップ音や道をふさぐ車両に悩まされておりましたけれど
も、警察が割り出した車両の所有者に、市民は本当に困っております、悩んでいます、と
いった手紙を市民が郵送、暴走行為の若者らは、捕まらなければ大丈夫と思っていたが、
家に手紙が届き、迷惑をかけていることを知った、と改めて反省すると同時に、暴走行為
をやめた、と言われております。以上は、沖縄タイムズよりの引用であります。

原案では、罰金を科すことによって暴走行為を抑止しようとしておりますけれども、こ
れでは行為をする若者たちを、衷心から反省させることにはならず、根本的解決にはなら
ないと思います。そうではなくて、市民と行政、警察等が一体となった取り組みと施策で
解決していくことこそが必要だと考えます。

また、原案は、道交法の適用ができない公共の場所での暴走行為を禁止することを主な
趣旨の一つとしておりますけれども、法的には、立ち入り禁止などの立て札や、ロープを
張ることによって進入を禁止している場所は、公共の場所とはみなされないことから、そ
の実効性にも大いに疑問があるところでもあります。勝間地区の住民の方々から要望が寄せ
られているという、新築地の広場もこの条例では規制できません。

以上のことから、罰金という罰則を規定した全国的にも極めて特異な条例を我が防府市

があえて制定することには大いに疑義があります。よって原案に反対し修正案に賛成します。

なお、今回のように、議員提案による新たな条例制定に当たっては、例えば山口県議会が行っているように、全会派による検討協議会を立ち上げ、十分に時間をかけて調査・検討を行い、全会一致で上程することが望ましいものであることを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案につきましては、修正の動議も提出されておりますので、まず修正案について、起立による採決といたします。本修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第98号の修正案は否決されました。

次に、原案について、起立による採決といたします。

本案については、原案のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第98号については、原案のとおり可決されました。

議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）

（各常任委員会委員長報告）

議案第97号平成18年度防府市一般会計補正予算（第6号）

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第93号及び議案第97号の2議案を一括議題といたします。本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

〔総務常任委員長 安藤 二郎君 登壇〕

13番（安藤 二郎君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、総務委員会所管事項について、去る12月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正予算中、総務委員会所管事項の主な内容といたしまして歳入面では、本年度

の交付額が決定した地方特例交付金及び発行可能額が確定した減税補てん債を補正するとともに、財団法人自治総合センター自治宝くじ助成金を計上し、歳出面では、地域振興費において、コミュニティ助成事業として採択された華城地域の収納庫及びテント等の備品整備に要する経費を助成金として計上いたしております。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 弘中 正俊君 登壇〕

7番（弘中 正俊君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会所管事項及び議案第97号平成18年度防府市一般会計補正予算（第6号）につきまして、去る12月18日、委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第93号の今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、単価改定に伴う国・県支出金の減額補正のほか寄附金が計上されているものでございます。

次に、歳出につきまして、まず民生費では、社会福祉総務費において、民生委員児童委員協議会助成事業補助金及び、民生委員児童委員交付金の単価改定に伴い減額補正をするものでございます。

障害者福祉費、児童措置費、及び児童福祉施設費、扶助費において、平成17年度事業費の確定に伴う国及び県返還金が計上されているもの等でございます。

次に、衛生費につきましては、保健衛生施設費において、自治会一斉清掃に伴う土砂等収集運搬委託に伴う経費が計上されているものでございます。

次に、教育費につきましては、文化財費において、国府跡発掘調査事務所の遺物を旧図書館へ搬入に要する経費が計上されているもの。図書館費において、指定寄附金の一部を図書購入に充てる経費が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「図書館に5,210万円の寄附があり、5,000万円は来年度以降に図書購入費に充てるということだが、通常予算される図書購入費とは別に5,000万円を使うということが財政課と協議できているのか」との質疑に対して「図書購入費につきまして、財政課に伝えており、新年度予算の要求におきまして、通年予算分と寄附金部分とに分けて予算の要求をしております」との答弁がございました。

次に、議案第97号の今回の補正は、民生費につきまして、高齢者福祉費において、後期高齢者医療の事務を処理するための山口県後期高齢者医療広域連合の設立に要する経費が計上されているものでございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、議案第97号につきましては、「75歳以上の後期高齢者を一般から切り離して、公費負担で全体が負担すべきものを、75歳以上の方々だけで負担させるということは、保険の理念に反するような制度であり、その基盤となる広域連合をつくるための予算であるため認められない」との反対意見もございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第93号につきましては、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、経済委員長の報告を求めます。重川経済委員長。

〔経済常任委員長 重川 恭年君 登壇〕

10番（重川 恭年君） 議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入では、事業実施の中止に伴い、県支出金を減額補正しているもの等でございます。

また、歳出におきましては、富海漁港集落防災安全施設整備工事中の中止に伴い、工事請負費が減額補正されているものや、牟礼小野地区の農免道路整備事業に対する県事業負担金が増額補正されているもの等でございます。

審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、「富海漁港集落防災安全施設整備工事については、今年度は中止とのことであるが、翌年度以降どのようなようになるのか」との質疑に対し、「本事業につきましては、単県事業として本年度、陸間の整備を行う予定といたしておりましたが、平成19年度事業として補助率のよい国の津波高潮危機対策緊急事業の新規要望をしているところです」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしました結果、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

27番（山田 如仙君） 議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る12月18日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、国庫支出金において、土木施設災害復旧費の増額補正をしているもの等でございます。

また、歳出につきましては、まず土木費では、道路橋りょう費において、坂本跨線橋耐震補強工事の事業実施延期による減額が、港湾費において、中関港第三号岸壁に隣接する市有地の、保税地域指定に伴うフェンス及び照明施設設置工事費が計上されているものがございます。

また、災害復旧費においては、豪雨による市道中浦大久保線の被害箇所の復旧に要する経費が計上されているものがございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。12番。

12番（木村 一彦君） 日本共産党はただいま議題となっております2つの議案のうち、議案第97号に反対をいたしたいと思えます。

理由は、先ほど議案第96号の討論で申し上げましたとおり、後期高齢者医療広域連合の設立についての予算が計上されているからであります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 議案第93号には賛成いたしますけれども、議案第97号は先ほど議案第96号で反対した山口県後期高齢者医療広域連合設立に関する予算を計上しているものであり、反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案のうち、議案第97号については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第97号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 97 号については、原案のとおり可決されました。

議長（行重 延昭君） 次に、議案第 93 号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 93 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 94 号平成 18 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（教育民生委員会委員長報告）

議案第 95 号平成 18 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

（建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第 94 号及び議案第 95 号の 2 議案を一括議題といたします。まず、教育民生委員会に付託されておりました、議案第 94 号について、委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 弘中 正俊君 登壇〕

7 番（弘中 正俊君） 議案第 94 号平成 18 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、去る 12 月 18 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において、無受診世帯表彰制度の廃止に伴う減額補正、及び人間ドック受診者数の増加に伴う人間ドック助成補助金に要する経費が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「無受診世帯への記念品の配布事業について、他市の状況はどうか」との質疑に対して「平成 17 年度は、防府市を含め 3 市でございましたが、平成 18 年度は防府市のみでございます」との答弁がございました。

また「当初予算で、無受診世帯への記念品の予算を計上しており、全く実施せずに減額補正を上げるということは、予算編成上、好ましくないのではないか」との質疑に対して、「無受診世帯への記念品につきましては、平成 17 年度から 19 年度にかけて、順次廃止する予定にしておりましたが、他市の状況や国保会計が厳しい中、人間ドックの利用者が増えたため、平成 18 年度に 19 年度廃止分を前倒しいたしまして、廃止したものでございます」との答弁がございました。これに対して、「当初予算で計上したものを、年度内

に全額減額補正するというのは予算編成の面から見て好ましくないので、今後ないようにしてほしい」との要望もございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、建設常任委員会に付託されておりました議案第95号について、委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

27番（山田 如仙君） 議案第95号平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月18日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入では、国庫支出金、繰入金、市債及び歳入欠かん補てん収入が計上されているものでございます。

歳出では、污水管渠布設工事の進捗にあわせた効率的な面的整備を進めるための工事請負費の増額及び工事発注者の倒産に伴う国庫補助金返還金等が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認された次第でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号及び議案第95号については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第94号及び議案第95号については、原案のとおり可決されました。

選任第8号防府市監査委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第 8 号を議題といたします。

本件につきましては、一身上に関する事柄でございますので、大木監査委員の退席を求めます。

〔大木監査委員 退席〕

議長（行重 延昭君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第 8 号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。本案は、防府市監査委員の大木孝好氏が、12月21日をもちまして任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

大木委員には、平成14年12月以来、監査委員として本市の財務管理等に御尽力いただいております、その豊富な経験や識見から監査委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第 8 号については、これに同意することに決しました。

あいさつ

議長（行重 延昭君） ここで、防府市監査委員に選任されました、大木孝好氏より就任のごあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔監査委員 大木 孝好君 登壇〕

監査委員（大木 孝好君） 貴重なお時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは、議員皆様方の御高配によりまして、監査委員再任の御同意を賜り、改めて

職務の重責を痛感いたしております。過去4年間微力ではございますが、日々職務に精励できましたのも、ひとえに皆様方のお力添えのたまものであると存じており、ここに深く感謝申し上げます。

さて、昨今、地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。そうした中で、行財政の健全な運営を切望する市民の方々の視線はまことに厳しいものがあります。したがって、従来にも増して、経済性、効率性を重視した、効果的な監査を実施するために、心を新たに、誠実に、公正に職務を行っていきたいと考えておりますので、今後ともなお一層の御支援と御鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

選任第9号防府市公平委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 次に、選任第9号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第9号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち、安井達雄氏が、12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

安井委員は、平成14年6月から公平委員会委員として本市の人事行政に御尽力いただいております、その豊富な経験や識見から公平委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第9号については、これに同意することに決しました。

議案第99号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（行重 延昭君） 議案第99号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第99号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成19年2月1日から山口県後期高齢者医療広域連合を山口県市町総合事務組合に加入させるとともに、これに伴う同組合規約の変更についてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査

の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成18年第4回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月21日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 佐 鹿 博 敏

防府市議会議員 大 村 崇 治